

## 労働保険と算定基礎届について

労働保険の保険料申告と算定基礎届でこの時期は多忙な状況を迎えるお客様多くなります。手続きのお手伝いをさせて頂く私ども社労士事務所も同様です。締め切りは7月10日ですが、早めの準備が必要です。

### ①労働保険と社会保険とは

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称、社会保険とは健康保険・介護保険と厚生年金保険の総称です。各保険と主旨は下表の通りです。

労災保険	業務上、通勤のケガ・病気・障害・死亡等に対する保険
雇用保険	失業等に対する保険
健康保険・介護保険	私傷病に対する保険・介護サービスに対する保険
厚生年金保険	老齢・障害・死亡時の年金保険

### ②労働保険の仕組みと申告の注意点

労災保険の保険料は全額事業主が負担し、雇用保険の保険料は、一部を労働者が負担します。これら保険料は事業主が申告し、国に納付します。年に1回、6/1～7/10が期間です。保険料の算定の基礎は前年度の労働者の賃金総額です。前年度の概算金額に今年度の確定金額の差額を算出（昨年度の過不足の精算）して今年度の概算金額を納付する仕組みです。下図を参照下さい。他の注意点としては

#### (1)適用される労働者の範囲

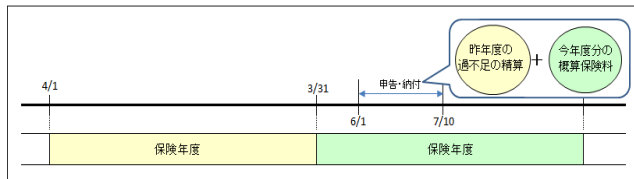
労災保険と雇用保険では範囲が異なります。労災保険では役員及びその同居の親族は無条件に適用から除かれますが、これ以外は、例外なく労災保険が適用されます。一方、雇用保険は役員等を除いて

- ①1週間に20時間以上勤務する方
- ②1ヶ月以上継続して勤務する方

が被保険者となる要件になります。また、当年度4月1日現在で64歳に到達していれば保険料が免除されます。

#### (2)給与の対象

労働の対価となる給与は全て対象です。基本給や時間外手当、家族手当、通勤手当などが対象になります。実費弁済的なもの、恩恵的なものは対象に含まれません。会社が規定する駐車場代や結婚祝い金等は含まれないので計算の際に注意を要します。



### ③算定基礎届の仕組みと申告の注意点

社会保険の保険料は毎月事業主が納付し、負担は健康保険・介護保険、厚生年金保険も労使折半です。保険料は被保険者毎に金額が異なります。給与が多い被保険者ほど保険料が高くなる制度です。

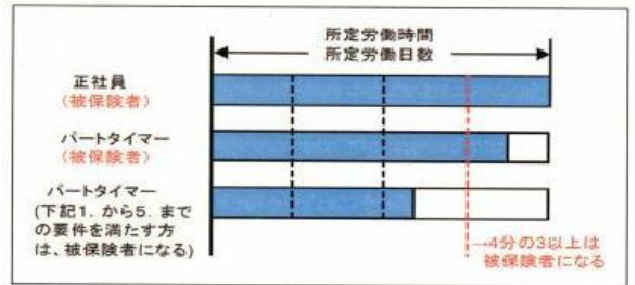
#### (1)標準報酬月額

保険料の算定の基礎となる金額を標準報酬月額と言います。この標準報酬月額は、その月の給与額を表に当てはめて一定額に固定したものです。標準報酬月額に保険料率をかけて保険料を算出します。算定基礎届とは、この標準報酬月額を決定する届出のことです。

(2)算定基礎届は毎年、4月5月6月の給与を算定の基礎に計算し申告します。申告の締切は労働保険と同じく7/10です。6月の給与が確定してから締切までが短いので注意を要します。確定した標準報酬月額は9月分から適用されます。

#### (3)適用される被保険者

**1週の所定労働時間と1ヶ月の所定労働日数が一般社員の4分の3以上であることが条件です。**



しかし、この要件を下回っても、次の要件を全て満たせば被保険者になります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上あること
- ・雇用期間が1年以上見込まれること
- ・賃金の月額が8.8万円以上であること
- ・学生でないこと
- ・常時501人以上の企業に勤めていること

### ④未加入の問題

労働保険や社会保険には、行政機関の調査があります。労働保険の場合には、不定期に労働局の調査があり、①労働保険の申告書の計算が正しく処理されているか ②社員が雇用保険に適正に加入されているか確認します。また社会保険の調査も同様に、①社会保険手続きが適正になされているか ②社員が社会保険に適正に加入されているかの確認をします。この調査は、算定基礎届出を提出する際に合わせて行われており、概ね4年に一度実施されます。これらの調査により、未加入者が在籍していた場合には、遡及して加入し、最大2年分の保険料を支払うケースもあります。このようなことがないように再度ご確認をお願いします。